

比謝川行政事務組合障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	ニライ消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
ニライ消防本部における障害者雇用に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ニライ消防本部においては、在職する職員がすべて消防吏員で構成されており、これまで障害者に限定した募集及び採用は行っていない。 ・中途障害者が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備が必要である。
目標	
①採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 ・消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、職務の性質上、今後も障害者に限定した募集及び採用を行うことは困難であると考え、障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けること又は障害者を理由に不採用とすることはしない。
②定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用した場合又は中途障害者が在籍することとなる場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集等を行う。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ・障害者雇用推進者は、障害者雇用の促進及び継続を図るため、設備等の設置又はその他の諸条件の整備等業務を行う。 ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、沖縄県労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった場合又はその相談を受けた場合は、沖縄県労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。 ・措置を講じるに当たっては、障害者等の要望を踏まえつつ、合理的な範囲内で適切に実施する。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。